

消費生活相談状況及び

消費者行政の取組

消費者行政の相関図

一般県民（消費者等）

- ・ 県民からの消費生活相談へ適切に対処
- ・ 相談内容の分析を踏まえた啓発、教育並びに事業者指導を一体的に展開

<相談等に基づく不適切事業者の調査、指導等>

<消費者取引等に係る相談処理、あっせん>

<消費者トラブルの未然防止啓発>

啓発

・ 暮らしの安全安心だより

指導

調査

消費生活相談

分析

<相談内容の集計・分析>

・ 消費生活・交通事故相談業務

○相談員の能力向上

・ 消費生活相談員等レベルアップ研修

教育

学校教育

社会教育

<民間団体の育成、市町への支援>

- ・ 消費者団体の活動支援
- ・ 地方消費者行政強化交付金
- ・ 市町消費者行政担当者会議

<消費者教育の推進>

- ・ 消費者教育啓発事業
- ・ 講師派遣（出前講座）事業
- ・ 大学との連携、地域リーダーの養成

外部環境（消費者取引の動向、法改正、規制緩和等）

1 消費者行政の取組

令和7年度	令和8年度
<p>○消費生活相談窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内すべての市町において設置 ・ 消費生活相談スーパーアドバイザーの配置 ・ 消費生活相談員等のレベルアップ <p>○消費者被害の未然防止・消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発紙の作成・配布 ・ 消費者トラブル情報等の提供 ・ カスタマーハラスメント(消費者への意識啓発) ・ 消費者安全確保地域協議会の設置促進 ・ 消費者向け「出前講座」の実施 ・ 消費者被害防止啓発キャンペーン ・ 若者への実践的消費者教育の実施と機会の拡大 ・ 大学生消費者教育推進リーダー養成講座 ・ 暮らしとおかねの講演会 <p>○不正な取引行為等の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質な取引等を行う事業者への行政指導、行政処分の実施 	<p>○消費生活相談窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内すべての市町において設置 ・ 消費生活相談スーパーアドバイザーの配置 ・ 消費生活相談員等のレベルアップ <p>○消費者被害の未然防止・消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発紙の作成・配布 ・ 消費者トラブル情報等の提供 ・ カスタマーハラスメント(消費者への意識啓発) ・ 消費者安全確保地域協議会の設置促進 ・ 消費者向け「出前講座」の実施【拡充】 ・ <u>インターネット・SNSを活用した広報啓発事業【拡充】</u> ・ 消費者被害防止啓発キャンペーン ・ 若者への実践的消費者教育の実施と機会の拡大 ・ 大学生消費者教育推進リーダー養成講座 ・ 暮らしとおかねの講演会 <p>○不正な取引行為等の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質な取引等を行う事業者への行政指導、行政処分の実施

1 消費生活相談の現状

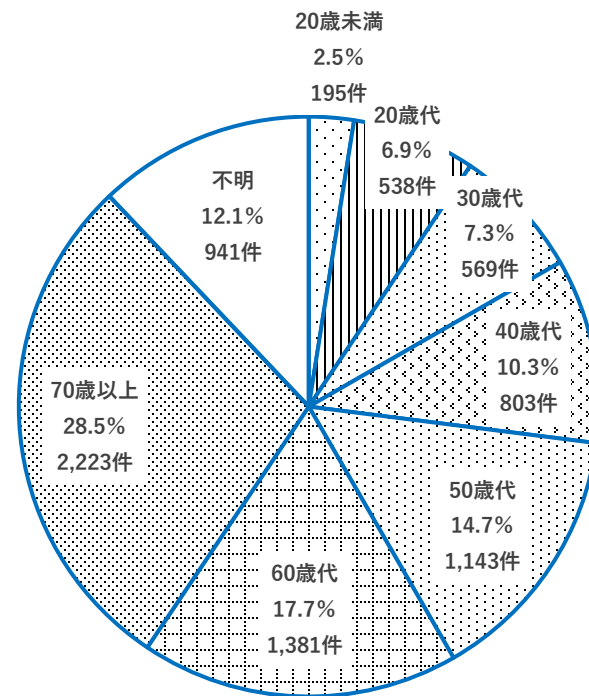
(1) 県内の相談件数の推移

年度	H16	～	H31	R1	R2	R4	R5	R6	R7
件数	15,441	～	7,661	7,967	7,227	7,426	7,455	7,793	7,415 (R8.2月末)

(2) 相談件数の多い商品・役務 (R6)

順位	商品・役務	件数	前年比	主な内容
1位	商品一般	927	14.9%	不審な電話やメール、身に覚えのない請求や配達物など
2位	金融・保険サービス	749	-4.8%	多重債務、フリーローン、サラ金、暗号資産など
3位	保健衛生品	719	18.1%	化粧品、育毛剤、歯磨き粉など
4位	運輸・通信サービス	712	16.3%	光回線・Wi-Fiなどのインターネット通信サービス、携帯電話・固定電話サービスなど
5位	食料品	583	8.0%	健康食品、サプリメントなど

(3) 年代別相談件数 (R6)



(4) 令和6年度の相談の特徴（相談件数：対前年度と比較）

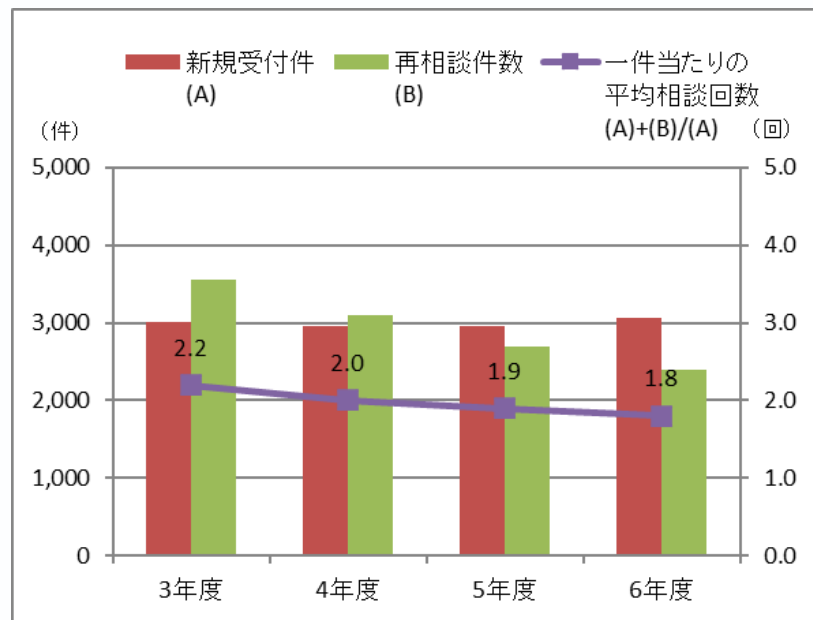
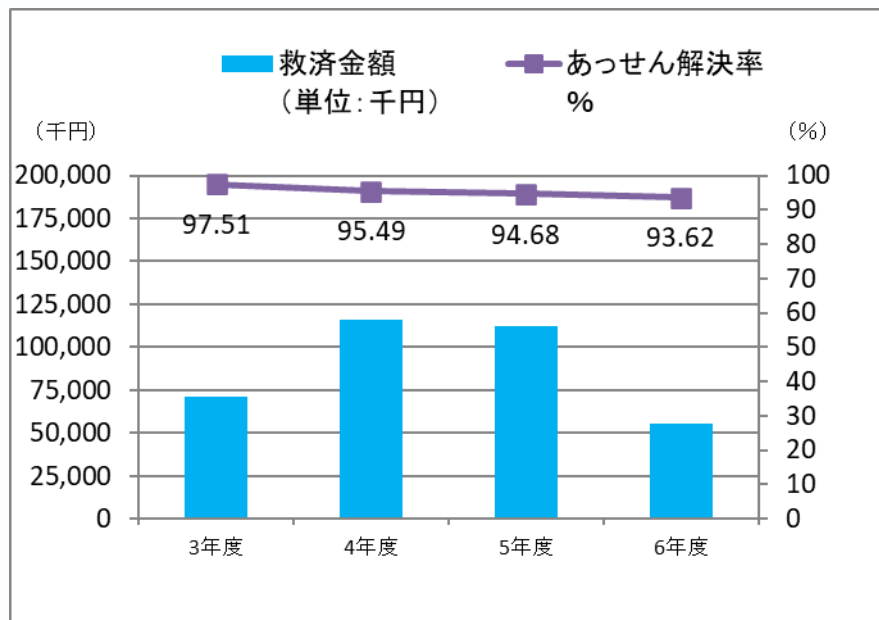
SNSに関する相談	
588件 → 641件	SNSに関連する相談件数は増加傾向にあり、過去最多となった。 <ul style="list-style-type: none">・ SNSで副業の広告を見て登録料を支払ったが儲けることができなかった。・ SNSで知り合った異性に暗号資産とかFXの取り引きを勧められ、複数の口座に振り込んだが引き出すことができなかった。・ SNSの広告を見てブランド物のブラウスを注文したが、その後、連絡がない、偽物が届いたなど。
健康食品や化粧品等の定期購入に関する相談	
694件 → 836件	SNSのDMや動画の広告で、「無料」「初回500円」などの広告を見て「お試し」「1回だけ」のつもりで商品を申し込んだところ、2回目の商品が届き業者に連絡したら、定期購入の申し込みが条件となっている。また解約を受付けてもらえないなど。
点検商法に関する相談	
111件 → 157件	給湯器の無料点検の際に交換を勧められ契約をしてしまった。よく考えたら不要なのでクーリングオフしたいなど。

※全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)で、キーワード検索を行ったもの

(5) 県消費生活センターあっせん解決率等推移

※県センターのみの数値

年度	新規受付件数 (A)	再相談件数 (B)	1件当たりの 平均相談回数 (A) + (B) / (A)	斡旋解決率%	救済金額 (単位：千円)
3年度	3,013	3,556	2.2	97.5	71,073
4年度	2,955	3,098	2.0	95.5	115,900
5年度	2,960	2,694	1.9	94.7	112,093
6年度	3,060	2,389	1.8	93.6	55,654
7年度 (2月末)	3,029	3,048	2.0	94.51	63,593



2 消費者行政への取組

(1) 消費生活相談窓口の開設

●県内すべての市町において、消費生活センター又は消費生活相談窓口を設置

●県センターの運営状況（令和7年度・令和8年度）

- ・ 開設日 年未年始（12/29～1/3）を除き開設
- ・ 開設時間 9：00～17：00
- ・ 配置相談員数 3名
- ・ 消費生活相談スーパーアドバイザー
月～金の平日1名/日
- ・ 相談受付方法 対面、電話、メール、FAX



●消費生活相談スーパーアドバイザーの配置

市町消費生活相談窓口への訪問指導、助言、複雑案件の共同処理や関係機関との連絡調整を行い問題解決を図るなど、消費者安全法に定める「指定消費生活相談員」の役割を担う。

《スーパーアドバイザーの市町訪問指導回数》

令和6年度	33回
令和7年度（2月末）	30回
令和8年度 目標	36回

●消費生活相談員等のレベルアップ

多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応できるよう、県内市町の消費者行政 担当者及び消費生活相談員の資質向上を図るため、国民生活センター主催研修等への参加支援及び専門の講師による研修会を実施

【令和7年度実績】

- 6月27日 特商法（通販・定期購入等）について（33名）
- 10月31日 インターネット取引に関する相談対応に必要な基礎知識（31名）
- 1月27日 インターネット広告の現状と今後の課題について（35名）

【令和8年度計画】 ※相談状況に応じてテーマを変更

- 6月 中旬 消費者契約法、特定商取引法などについて（40名目標）
- 10月 初旬 情報通信関係について（40名目標）
- 2月 初旬 キャッシュレス決済について（40名目標）



(2) 消費者被害の未然防止

●消費者トラブル情報等の提供

寄せられる相談の中で、危険性の高いもの、注意すべき手口についての情報を「緊急トラブル情報」「くらしの安全安心情報」として関係機関へのチラシ配布や佐賀県ホームページ等において、注意喚起を行う。

R7.5月	電気やガスの訪問販売に注意！	くらしの安全安心情報
R7.7月	「子どものオンラインゲーム課金トラブル」にご注意ください！	インスタグラム
R7.9月	「訪問買い取りトラブル」にご注意ください！	インスタグラム
R7.9月	「悪質通販サイト」にご注意ください！	インスタグラム
R7.10月	「お米通販偽サイト」にご注意ください！	インスタグラム

(2) 消費者被害の未然防止

● 広報啓発紙の作成・配布

「くらしの安全安心だより」(年4回発行) 県内市町、関係機関へ送付

【令和7年度】

夏号 (6月発行)	子どものオンラインゲーム課金、気づいていますか？ 悪質な点検商法に気を付けましょう!! 食品ロスを減らそう！
秋号 (9月発行)	令和6年度県及び各市町の消費生活相談窓口寄せられた相談の概要 かしこい消費者になろう！ 悪質通販サイトかも？ 消費者から事業者へ上手な意見の伝え方 知ってください その香りで苦しんでいる人がいます！ ニセ警察詐欺に注意
冬号 (12月発行)	火事や、やけどの危険性も!! リチウムイオン電池からの発火!! 「暮らしのレスキュー」でのトラブルに注意！ みんなでとめよう国際電話詐欺 こんにちは！ 消費生活相談員です
春号 (3月発行)	契約前に「気づく」「確認」「相談」でトラブル回避！ 電気やガスの訪問販売に注意！ 県消費生活センターへの相談最新情報 佐賀県民をニセ電話詐欺被害から守る！

●カスタマーハラスメント（消費者への意識啓発）

県民全体でみんなでカスタマーハラスメントへの理解を広めていくために

- ・ 出前講座
- ・ 暮らしの安全安心だより
- ・ 県ホームページ
- ・ インスタグラム
- ・ ポスターの配布
- ・ 消費者月間（5月）にあわせてのイベントでの周知

などを通じて、
カスハラの問題点や
適切な意見の伝え方
などの広報を展開



STOP! カスタマーハラスメント

～みなさまに気持ちよく過ごしていただくために～

カスタマーハラスメントとは?

カスタマーハラスメントとは、例えば、
 ・過大な要求や不当な言いがかりなど、主張内容等に問題があるもの
 ・主張する内容には正当性があるが、暴力や暴言など、主張方法に問題があるものが考えられます。
 暴力行為を始め、中には犯罪行為に当たる可能性のあるものも含まれます。

意見を伝える際のポイント

意見がきちんと相手に伝わるように、従業員に意見を伝える際には、以下の点を意識してみてください。

- ①ひと呼吸、置きましょう!
- ②言いたいこと、要求したいことを明確に、そして理由を丁寧に伝えましょう!
- ③従業員の説明も聞きましょう!

●テレビ・ラジオを活用した広報啓発活動

悪質商法対策の注意喚起とトラブルに遭った際の相談先である消費生活相談窓口の周知を内容とした啓発動画を作成し、メディアを通じて広報・啓発を行う。

【令和7年度実績】

- ・媒体：テレビ
 - ・令和7年5月
 - ・特に高齢者が被害に遭いやすい点検商法（屋根・瓦）をVTRにて再現し、注意喚起を行う
-
- ・媒体：ラジオ
 - 「悪質な点検商法に気をつけましょう！」
 - ・令和8年2月
 - ・点検商法（屋根・瓦）に関する注意喚起
-
- ・媒体：ラジオ
 - 「悪質な点検商法に気をつけましょう！」
 - ・令和8年2月
 - ・点検商法（屋根・瓦）に関する注意喚起



●高齢者被害防止啓発パンフレット

県内の消費生活相談件数の4割以上を占める60歳以上の高齢者向けに、消費者トラブルについての知識と理解を深めるために、啓発パンフレットを作成した。

【令和7年度実績】※国の強化交付金を活用

- ・内容：直近で高齢者が被害に遭いやしい事例を6つ取り上げ紹介
- ・部数：4,000部
- ・配布先：県・市町の消費生活センター及び相談窓口を設置
高齢者向け出前講座にて配布

【令和8年度予定】※国の強化交付金を活用

同様の啓発パンフレット作成・配布予定



●インターネット・SNSを活用した広報啓発事業【令和8年度予定】

悪質商法対策の注意喚起とトラブルに遭った際の相談先である消費生活相談窓口の周知を内容とした啓発動画を作成し、各種媒体を通じて広報・啓発を行う。

【令和8年度予定】※国の強化交付金を活用

- ・媒体：Google、Youtube、Yahoo!
- ・期間：令和8年7月以降予定
- ・目標：クリック総数2万回、インプレッション総数※1,000万回

※インプレッション数・・・デジタル広告などがユーザーの画面に表示された回数を表す。

●消費者安全確保地域協議会の設置促進について

高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止や早期発見のための見守りネットワークの構築に向けて、消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会の設置、体制整備、継続運営のための課題やノウハウなどの実務的な内容について情報共有を図るため、県消費者安全確保地域協議会（県消費生活の安全安心対策会議）と「見守りネットワーク研修会」を開催

見守りネットワーク研修会

【令和7年度実績】

日 時：令和7年7月30日（水）14：00～16：00

場 所：アバンセ第2研修室

対象者：市町消費者・福祉行政担当者、消費生活相談員、関係機関・団体

内 容：▶高齢者・障害者における消費者トラブルの現状

（県消費生活センター相談員）

▶消費者安全確保地域協議会設置自治体による事例紹介

▶高齢者が被害に遭いやすいニセ電話詐欺等の手口や対策（佐賀県警）

【令和8年度計画】

日 時：令和8年7月頃開催

場 所：アバンセ研修室

対象者：市町消費者・福祉行政担当者、消費生活相談員、
関係機関・団体

内 容：▶消費者安全確保地域協議会設置自治体による事例紹介

▶自治体や関係機関・団体の事例紹介等（予定）



佐賀県消費生活の安全安心対策会議

【令和7年度実績】

日 時：令和7年7月17日（木）14：00～16：00

場 所：アバンセ第3研修室

対象者：国・県・市町関係機関、各種団体、コンビニ

- 内 容：
- ▶ 佐賀県の消費者行政の取組について
 - ▶ 令和6年度消費生活相談の概要について
 - ▶ 令和6年度各関係機関・団体の取組について
 - ▶ 消費者安全確保地域協議会について

消費者安全確保地域協議会
（見守りネットワーク）について

【令和8年度計画】

日 時：令和8年7月頃

場 所：アバンセ

対象者：国・県・市町関係機関、各種団体、コンビニ

- 内 容：
- ▶ 佐賀県の消費者行政の取組について
 - ▶ 令和7年度消費生活相談の概要について
 - ▶ 令和7年度各関係機関・団体の取組について
 - ▶ 消費者安全確保地域協議会について

(3) 消費者教育の推進

●消費者向け「出前講座」の実施

年度		若者	高齢者	福祉・民生委員	一般	合計
R 4	回数	43	42	12	18	115
	人数	4,386	1,164	232	315	6,097
R 5	回数	56	60	7	17	140
	人数	3,193	1,626	134	1,290	6,243
R 6	回数	54	46	3	21	124
	人数	4,510	1,157	76	736	6,479
R 7 (R8.2月末)	回数	56	41	6	12	115
	人数	5,191	1,255	156	675	7,277

●消費者被害防止啓発キャンペーン

消費者トラブル被害の未然防止のため、
街頭等で啓発活動を実施



佐賀県警マスコットキャラクターの「ごろろう」と一緒にキャンペーン (R7.5)

【令和7年度実績】

キャンペーン (テーマ)	内容
消費者月間県内一斉啓発キャンペーン (5月) 「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする?～」	・ゆめタウン佐賀での街頭キャンペーン
若者向け消費者トラブル未然防止啓発キャンペーン (7月)	・県内高等学校等に啓発資料配布 「18歳から大人！考える成人になろう」

【令和8年度計画】

キャンペーン (テーマ)	内容
消費者月間県内一斉啓発キャンペーン (5月) 「見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～」	・ゆめタウン佐賀での街頭キャンペーン
若者向け消費者トラブル未然防止啓発キャンペーン (7月)	・県内高等学校等に啓発資料配布 「18歳から大人！考える成人になろう」

●若年者への実践的消費者教育の実施と機会の拡大

▶ 周知・啓発

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、7月の「若者向け消費者トラブル未然防止啓発キャンペーン」等を通じて周知

【令和7年度実績】

内 容：リーフレット「18歳から大人！考える成人になろう」
配布先：県内の全高等学校、特別支援学校高等部、専修学校
78校（約9,200部）

【令和8年度計画】

内 容：リーフレット「18歳から大人！考える成人になろう」
配布先：県内の全高等学校、特別支援学校高等部、専修学校
79校（約10,000部）



●大学生消費者教育推進リーダー養成講座

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことによる、若年者の消費者トラブルの増加が懸念される。こうした中、若者の意見を取り入れた効果的な啓発に向けた体制整備を進め、若者目線に立った啓発活動に取り組んでもらう学生消費者教育推進リーダーを養成する講座を開催し、若年消費者の被害防止対策の充実を図る。

【令和7年度実績】

日時：令和7年9月11日～12日 10時～16時30分

概要：〈講義〉若者が被害者となる消費者トラブル事例と対処法について
〈演習〉悪質商法対策ゲームの実践

〈ワークショップ〉18歳（成人）に達した若者への啓発活動の手法について

参加人数：9名（参加申込12名）

【令和8年度計画】

日時：令和8年9月中旬予定 10時～16時30分

概要：未定

参加者：県内の大学・短大に通う大学生及び県内
出身の大学生、専門学校生

募集人数：30名



(4) 不正な取引行為の監視

●行政処分及び行政指導の状況

年 度	行政処分件数	行政指導件数	取引類型
R 3	0	0	
R 4	0	1	訪問販売
R 5	0	0	
R 6	0	1	訪問販売
R 7 (2月末)	0	0	

行政指導

実施年月	取引類型	主な取扱商品	法令違反の概要	指導内容
R5.3	訪問販売	印鑑販売	・ 契約解除妨害	口頭指導
R6.4	訪問販売	着物、宝飾品等販売	・ 過量販売 ・ 適合性原則 ・ 契約書面への虚偽記載	口頭指導

●事業者の消費生活センター訪問状況

年度	訪問件数
R 3	2 5
R 4	3 7
R 5	3 6
R 6	3 9
R 7 (2月末)	3 2

訪問事業者の主な業種

住宅リフォーム業、電気通信業、化粧品・サプリメントの連鎖販売、生命保険の訪問販売、太陽光発電設備・シロアリ防除の訪問販売、等

●事業者団体との意見交換等

例年、構成委員やオブザーバーとして、定期的に事業者団体との意見交換を実施

- ・全国家庭電気製品公正取引協議会正しい表示店頭キャンペーン
- ・佐賀県LPガスお客様相談所委員会
- ・生命保険協会意見交換会
- ・佐賀県支部新聞公正取引協議会意見交換会

●不当景品類及び不当表示の防止

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づき、情報の収集、被疑事件の探知、調査及び是正指導に努めた。 ※R7は2月末時点

区 分	行政指導		不問・打ち切り等		その他	
	R6	R7	R6	R7	R6	R7
景品事件	0	0	0	0	0	0
表示事件	1	1	1	0	10	9
計	1	1	1	0	10	9

●家庭用品の不適正な表示の防止

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づき、不適正な家庭用品の表示について立入検査を実施した。

区 分	R6	R7
検査実施数	10店舗（4品目）	11店舗（4品目）
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維製品（エプロン及びかっぽう着） ・合成樹脂加工品 （食事用、食卓用又は台所用の器具：製氷用器具） ・電気機械器具（電気ポット） ・雑貨工業品（合成洗剤） 	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維製品（タオル及び手拭い） ・合成樹脂加工品 （食事用、食卓用又は台所用の器具：水筒） ・電気機械器具（電気カミソリ） ・雑貨工業品 （ティッシュペーパー及びトイレットペーパー）
結果	不適正な表示 0件	不適正な表示 0件

●消費生活用製品の安全確保

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づき、消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売に関する立入検査を実施した。

区分	R 6		R 7	
	立入事業者数 (うち違反件数)	検査機種数 (うち違反件数)	立入事業者数 (うち違反件数)	検査機種数 (うち違反件数)
ライター	9 (0)	5 6 (0)	9 (0)	4 2 (0)
乗用車 ヘルメット	1 (0)	3 (0)	1 (0)	3 (0)
家庭用圧力なべ・ 圧力がま	3 (0)	4 (0)	3 (0)	4 (0)
石油ストーブ	2 (0)	1 0 (0)	1 (0)	6 (0)
計	1 5 (0)	7 3 (0)	1 4 (0)	5 5 (0)

食品表示に係る監視・指導等の状況及び課題 1

○ 県の対応

(1) 監視指導等

「食品表示110番」（平成14年設置）によせられた情報（一般消費者、国、他自治体からの被疑情報）を受け事業者への監視指導を実施している。

(2) 食品表示責任者設置促進事業

申請に基づき、県が登録した事業所の表示責任者に対し、ニュースレターや講習会等を通じて食品表示に関する情報提供を行い、適正表示の支援を行っている。

※ 登録事業者数 548事業所（令和7年12月末時点）

(3) 産地直売所等合同調査

2020年4月に完全施行された食品表示法は、特に小規模事業者において食品表示ルールへの対応が十分でないことや食品表示基準が適宜改定されていることを踏まえ、平成30年度から産地直売所等を対象とした合同立入調査（生活衛生課、健康福祉政策課、保健福祉事務所）を実施している。

食品表示に係る監視・指導等の現状及び課題 2

○県の状況

(1) 食品表示110番の受付状況

年度	R3	R4	R5	R6	R7(12月末)
総受付件数	4	9	9	6	4
要調査情報	2	7	5	4	1
指導件数	2	5	3	4	1

(2) 農産物直売所等における食品表示適正率

単位：%

年度	R3	R4	R5	R6	R7(12月末)
実績値	95	93	96	87	95

食品表示に係る監視・指導等の現状及び課題 3

- (3) 県内保健福祉事務所における一般消費者からの食品表示に関する
苦情処理件数

※期限表示、アレルギー、原材料名等

年度	R3	R4	R5	R6	R7(12月末)
相談件数	11	12	9	23	6

- (4) 当課における事業者からの食品表示の相談件数

※名称、原材料名等

年度	R3	R4	R5	R6	R7(12月末)
相談件数	25	64	61	47	21

○ 課題と今後の取組方針

課題1 小規模事業者等の理解不足による不適正表示

小規模事業所や小売店では食品表示制度への理解不足から不適正表示が散見される。食品表示制度の理解促進及び指導の強化が必要である。

(取組方針)

- ニュースレターや講習会等を通じて、制度の理解促進を図る。
- 産地直売所等での調査を継続し、管理者・出品者の双方へ指導を行う。

課題2 故意による産地偽装事案の発生

産地偽装は、食品表示制度への信頼を損なう重大な問題である。県内でも昨年度「アサリの産地偽装」が発生。不正の背景には「発覚しなければ問題ない」という安易な考えがあることから、事業者のコンプライアンス意識の向上が求められる。

(取組方針)

- コンプライアンスに関する指導を併せて実施し、不正防止と適正表示の徹底を図る。

(5) 消費者団体の育成

●消費者団体の活動支援

消費者問題に関する広報啓発等の自主的な取組を行う団体の活動に対する補助
【令和7年度・令和8年度】

◎消費生活相談員資格取得支援講座実施事業 1団体（上限245万円）

消費生活相談員資格取得を目指す方を支援するための消費生活セミナーを開催

（NPO消費生活相談員の会さが）

◎消費者団体活動支援事業 1団体（上限65万円）

SNS等を介した消費者トラブルを未然に防ぐための小・中・高校生・一般向け啓発動画及び学習教材の作成・公開（NPO法人ITサポートさが）

●適格消費者団体※への支援

消費者被害の未然防止のために活動する適格消費者団体の活動に対する補助
【令和7年度・令和8年度】

◎適格消費者団体等活動推進事業 1団体（上限65万円）

- ・消費者被害の未然防止のための一般消費者向け講演会、無料相談会の開催
- ・消費者用啓発冊子の作成（NPO法人佐賀消費者フォーラム）

※適格消費者団体

個々の消費者になりかわって、契約や勧誘のトラブルや不当な表示や広告など、事業者の問題のある行為を止めさせること（差し止め請求）をする権限を内閣総理大臣から付与された団体。平成28年2月「NPO法人佐賀消費者フォーラム」が県内で初めて（全国で14番目）適格消費者団体として認定された。

消費者行政に関する主な法律等

昭和37年	不当景品類及び不当表示防止法制定
〃	家庭用品品質表示法制定
昭和40年	<u>経済企画庁国民生活局設置</u>
昭和43年	消費者保護基本法制定
昭和44年	<u>地方自治法改正で「消費者の保護」を地方公共団体の事務として規定</u>
昭和48年	消費生活用製品安全法制定
昭和51年	特定商取引に関する法律制定
平成12年	消費者契約法制定
平成15年	<u>国民生活センター独立法人化</u>
平成16年	消費者基本法制定
平成21年	<u>消費者庁及び消費者委員会設置法制定</u>
	<u>消費者庁・消費者委員会が発足し、消費者生活センターが法的に位置づけられる</u>
平成21年	消費者安全法制定
平成24年	消費者教育の推進に関する法律制定
平成25年	食品表示法制定
令和4年	法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律制定

佐賀県の消費者行政の歩み

- 昭和43年 6月 県民室消費者行政担当設置
- 昭和44年 5月 消費生活苦情相談員を設置
- 昭和45年12月 消費生活センター開設（佐賀市松原町）
- 昭和50年 3月 消費生活センター移転（佐賀市神野町）
- 昭和57年 3月 佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例制定
- 5月 県消費生活審議会、消費者苦情処理委員会の設置
- 平成 7年 4月 消費生活センターをアバンセへ移転
- 平成16年 4月 くらしの安全安心課 消費生活・計量担当がアバンセへ移転し、
NPO法人「消費生活相談員の会さが」に相談業務を委託
- 平成17年 4月 相談業務をアバンセ休館日の月曜日は県庁舎の分室で対応
→年末年始を除き、毎日相談に応じる体制を整備
佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例を改正
- 平成18年 4月 アバンセ休館日も相談業務をアバンセで受付
- 平成18年 5月 県内全市町で消費生活専門相談員を配した相談窓口を開設（全国初）
- 平成26年 3月 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例制定
- 平成28年 3月 「佐賀県消費者教育推進計画」策定
- 令和 2年 3月 第2次「佐賀県消費者教育推進計画」策定
- 令和 6年 3月 第3次「佐賀県消費者教育推進計画」策定